

東北大学ワークショップ型共同研究留学生受入プログラム

Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program Workshop-style 2015-2016

平成27年度参加学生募集要項

東北大学ワークショップ型共同留学生受入プログラム(COLABS Workshop-style)(以下、「本プログラム」という。)の平成27年度参加学生を、以下のとおり募集する。

なお、選考のうえ、本プログラム参加学生の一部には、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の海外留学支援制度(協定受入)奨学金(以下、「JASSO奨学金」という。)を支給する。

1. 募集人数

20名

(注：JASSO奨学金支給枠は16名とする。)

2. 応募資格

本プログラムへの応募が可能な学生は、次の全てを満たす者とする。

(1)	<u>本学と大学間・部局間交流協定に基づき授業料不徴収条項を締結している大学の正規課程に在籍する大学院生で、本学での留学期間終了後、在籍校に戻り引き続き学業を継続する予定の者。(注：協定未締結校の学生の応募については、事前に留学生課に相談すること。)</u>
(2)	自然科学系分野を専攻している者。
(3)	下記5.の修了要件を満たす意欲があり、本学での共同研究を基礎とした高等教育を修学できる者。

3. 受入部局

理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科

4. 受入期間

10日以上31日以内

(注1：平成27年5月1日から平成28年3月31日までの間に受入れを開始すること。)

(注2：上記期間には、来日及び離日に係る移動日は含まない。また、受入開始日及び終了日が休日である場合は、事務手続きの都合上、直後の平日を受入開始日、直前の平日を受入終了日とすること。)

5. 修了要件

○受入研究室での研修「Individual Research Training in Lab (IRT Lab)」に取り組み、4ECTS相当(総研究時間100時間)以上を取得すること。また、在籍校での単位認定結果を報告すること。なお、在籍校で認定される単位については、在籍校の規定による。

(※ECTS: European Credit Transfer System 欧州単位互換制度)

○以下の報告書等を遅滞なく提出するとともに、原則として研究発表会(例年7月及び2月に実施)で発表をすること。ただし、受入期間が当該発表会の実施時期に合致しない場合は、この限りではない。

① 研究報告書の提出(A4判で3頁程度)

② JASSO指定様式の各種報告書の提出

(注:JASSO奨学金支給対象者のみ。なお、修了要件を満たすことができなかった場合、奨学金の返納を求める場合がある。)

6. 募集締切

~~平成27年3月20日(金)正午【留学生課必着】~~

締切:3月18日(水)【教務係】

(注:上記締切以降も、募集人数に達するまで随時募集を行う。この場合、各受入開始日の3月前の月末を締切とする。)

7. 応募書類

① COLABS Workshop-style(受入)申請書【指定様式】

② 受入に合意する旨の文書(連絡メールの写し等)【A4判任意様式】

③ 参加学生の在籍校が発行した成績証明書及び在籍証明書

(注:成績証明書の成績評価基準及び方法の記載部分も併せて提出すること。)

④ Application Form for the JASSO Scholarship【指定様式】

(注:JASSO奨学金支給申請者のみ。別添「JASSO奨学金支給対象者の資格及び条件」を参照し、成績評価係数を算出すること。)

8. 応募書類の提出先

受入部局担当係を通じて、以下の担当へ電子メール添付にて提出する。

教育・学生支援部留学生課交換留学推進係(内線:92-4816)

メールアドレス:studyab@bureau.tohoku.ac.jp

9. 選考

自然科学系学生交流実施委員会が、応募書類に基づき参加学生の選考を行う。

10. 留学に要する費用

留学に要する費用は、参加学生本人の負担とする。ただし、選考のうえ、参加学生の一部には、JASSO奨学金を支給する。

11. JASSO奨学金

本プログラム参加学生で、奨学金の支給資格及び要件を満たす者に、選考のうえ以下のとおり支給する。

(注:JASSO奨学金以外に別途奨学金受給の予定がある場合は、当該奨学金の支給要件等に注意すること。なお、当該奨学金の受給額が月額8万円を超える場合、JASSO奨学金の受給はできない。)

○支給人数 16名

○奨学金月額 8万円

○支給基準 1か月分を支給する。

○資格及び要件 別紙「JASSO奨学金支給対象者の資格及び要件」参照

12. 本学における学籍上の身分

特別訪問研修生

13. その他

(1) 本プログラム参加学生に選考されても、次の場合は参加できない。

- ① 在籍校から派遣の許可が得られなかったとき。
- ② 応募書類を提出する段階で、応募資格を満たす見込みがないとき。
- ③ 参加学生が健康を害し、本学での修学に困難があるとき。
- ④ その他、参加が適当でないと認められるとき。

(2) 参加学生の来日及び離日に係る諸手続き(在留資格認定証明書交付申請, 宿舎手配等)は, 受入研究室の責任により行う。